

JR大門駅周辺地区バリアフリー基本構想

安心，安全，快適な住みよいまちの実現

～バリアフリーの視点から～

2008年（平成20年）8月
福 山 市

目 次

第1章	バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
1-1	背景と目的	1
1-2	『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』の概要	2
1-3	基本構想の位置付け	3
第2章	地区の概況	5
2-1	地区の位置及特性	5
2-2	高齢者・障害者等の人口推移	5
2-3	公共交通機関の現況	7
2-4	JR大門駅周辺地区の施設の立地状況	10
第3章	上位計画・関連計画におけるバリアフリーの方向性	11
3-1	上位計画・関連計画の整理	11
第4章	バリアフリー化の整備構想	13
4-1	基本理念	13
4-2	基本的な方針	13
第5章	重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路	14
5-1	重点整備地区の設	14
5-2	JR大門駅周辺地区	14
第6章	重点整備地区内の課題・問題点	16
6-1	高齢者・障害者等のバリアフリーに対するヒアリング調査	16
6-2	JR大門駅周辺地区の課題・問題点	16
第7章	重点整備地区における事業内容	18
7-1	公共交通特定事業	18
7-2	道路特定事業	18
7-3	交通安全特定事業	18

第1章 バリアフリー基本構想策定の背景と目的

1-1 背景と目的

1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的

福山市では、高齢化率が20%近くとなり、本格的な高齢社会を迎えようとしている。これに伴い、高齢者、障害者等を含むすべての人が同じように生活し活動できる社会の実現が強く望まれており、第四次福山市総合計画、福山市都市マスタープラン等の上位計画、福山市高齢者保健福祉計画等の関連計画に基づき、鋭意取り組んでいるところである。

また、2000年（平成12年）に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が、2006年（平成18年）に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が施行され、この法律に基づき、円滑な移動が可能となる社会環境の整備を目指して総合的な取り組みが行われている。バリアフリー新法では、すべての人が移動上及び施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化と特定旅客施設を含む生活関連施設相互間の移動経路を確保することなど重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目標としている。

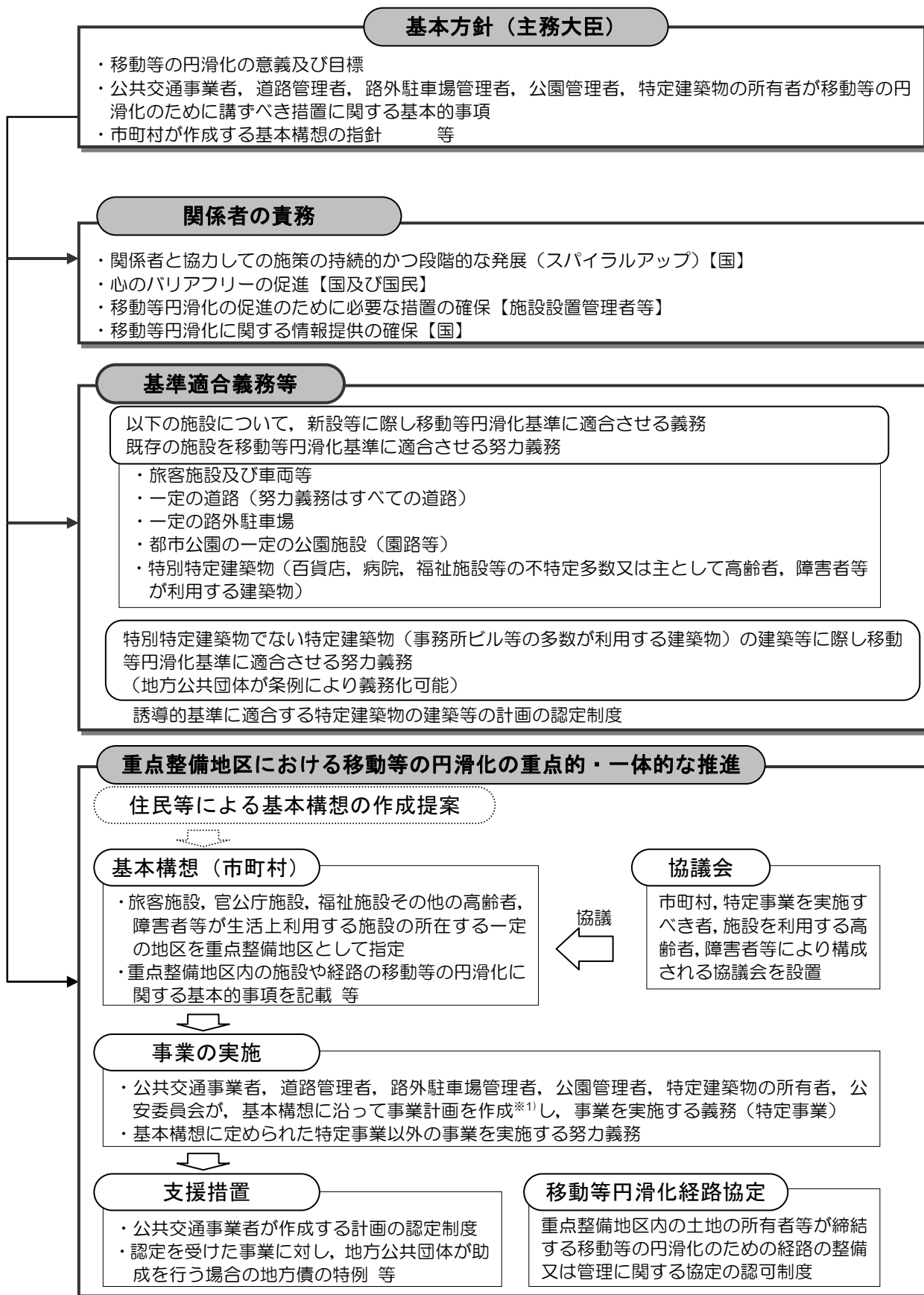
この法律に基づき、市町村は、特定旅客施設等を中心とし、特にバリアフリー化を推進する必要性が高いと認められる地区を「重点整備地区」と定め、移動円滑化に係わる事業の重点的かつ一体的な推進を図るため、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議を行い、基本構想を作成することができることとなっている。

このような背景の中で、福山市は、すべての人にとって望ましい社会環境の実現を目指し、交通バリアフリー法の理念を踏まえ「JR福山駅周辺地区」を重点整備地区として選定し、バリアフリー基本構想を策定しており、基本的にはその基本構想を踏襲しつつ、「JR大門駅周辺地区」のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していくため、基本構想を作成する。

バリアフリー新法の制定について

これまで、「交通バリアフリー法」と不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的とした、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）の2つの法律によりバリアフリー化が推進されてきましたが、交通バリアフリー法施行後5年が経過し、2005年（平成17年）7月に策定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」に方向付けされているような、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が2006年（平成18年）12月に施行されました。

1-2 『高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』の概要



1-3 基本構想の位置付け

1. 基本構想の内容

基本構想は、高齢者や障害者等の日常生活、社会生活における移動上及び施設利用の利便性や安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、JR 大門駅及び周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、第四次福山市総合計画、福山市都市マスタープランなどの上位計画や関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な方針や実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めるものである。

2. バリアフリー化の推進

本基本構想に基づき、施設設置管理者及び公安委員会などが、施設や設備の改善事業を実施するものとする。また、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、市民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進する。

施設や設備の改善事業のうち、以下の主要な事業（「特定事業」という。）については、それぞれ施設設置管理者が基本構想に即した事業計画（「特定事業計画」という。）を作成し、バリアフリー化の技術基準である「移動等円滑化基準」に適合した整備を、原則として、目標年次までに実施する。

特定事業	主な事業内容
公共交通特定事業	公共交通事業者が実施する旅客施設内にエレベーターの設置などを行う事業
道路特定事業	道路管理者が実施する生活関連経路において段差の解消などを行う事業
交通安全特定事業	公安委員会が実施する生活関連経路上のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化などを行う事業
その他の特定事業	建築物の所有者、路外駐車場管理者及び公園管理者が実施する、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備、特定路外駐車場の整備及び特定公園施設の整備を行う事業

3. 整備目標年次

バリアフリー化事業の整備目標年次は、以下の区分に基づいて事業を実施する。

(1) 特定事業の目標年次

特定事業の整備目標年次は、2010年（平成22年）とする。

(2) 特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り2010年（平成22年）までに整備するよう努めるとともに、2011年（平成23年）以降を含めた長期的な取り組みも進めていくこととする。

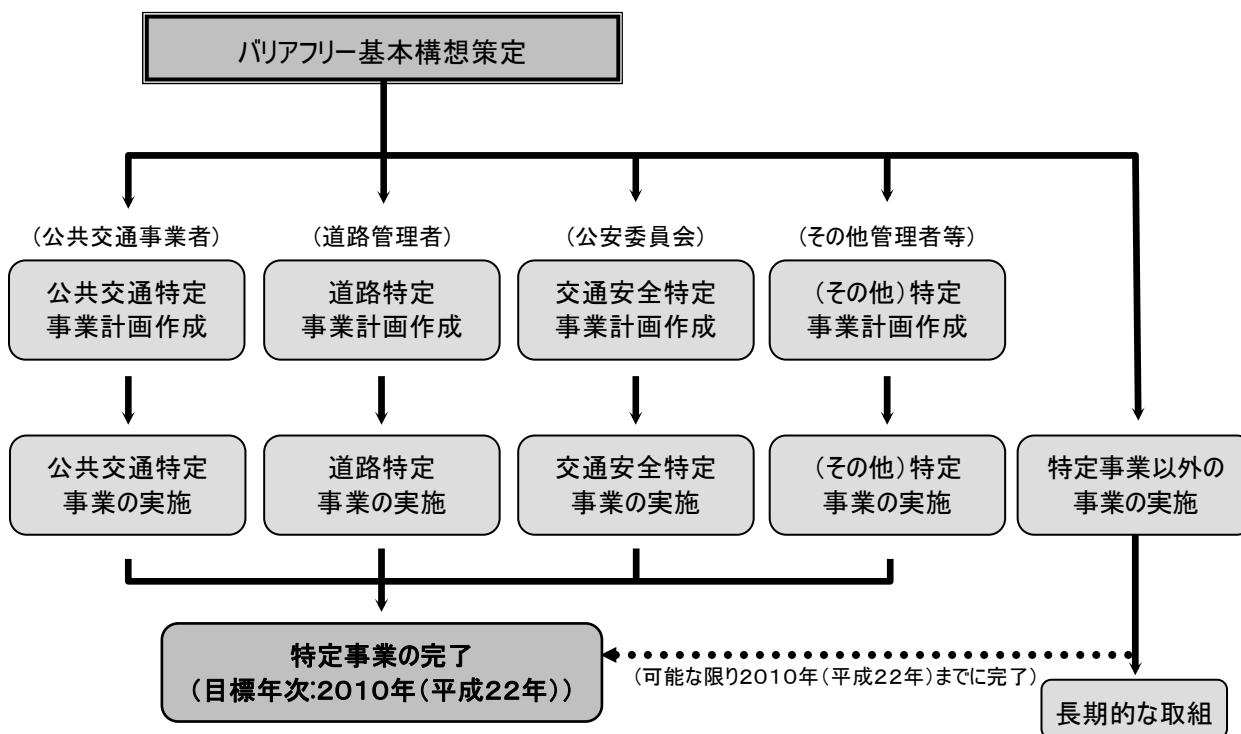


図-2 基本構想に基づくバリアフリー化の推進の流れ

第2章 地区の概況

2-1 地区の位置及び特性

1. JR大門駅周辺地区

JR大門駅周辺地区は、本市の東部に位置し、JR大門駅を中心とし、商業施設や住宅地区があり、中心市街地の都市機能を補完する地区としての役割が期待されている。

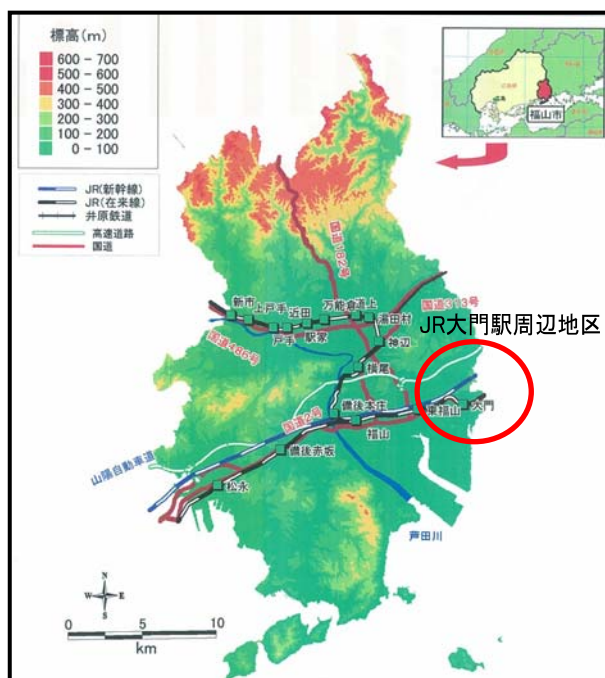


図-2 地区の位置図

2-2 高齢者・障害者等の人口推移

1. 人口及び高齢化率の推移

本市の人口は、2000年（平成12年）までは微増していたが、2003年（平成15年）以降の合併により、人口は増加したが、それに合わせて、高齢者の人口も増加しており、人口の増加率に比べると高齢者の増加率の方が高い。高齢化率は全国平均より低くなっているものの、近年では同様の水準となっており、本格的な高齢社会を迎えようとしている。

また、地区別に見ると、近年宅地化が進んでいるJR大門駅周辺地区では、2005年（平成17年）で高齢化率は7.9%であるが、今後、高齢化が進むものと予想される。

表-1 高齢者人口の推移

	人口(人)		高齢化率(%)	
	総数	65歳以上	福山市	全国平均
1990年 (平成2年)	365,612	41,935	11.5	12.0
1995年 (平成7年)	374,517	51,395	13.7	14.5
2000年 (平成12年)	378,789	62,018	16.4	17.3
2005年 (平成17年)	418,509	82,934	19.8	20.1

※ 資料：総務省統計局(国勢調査)より

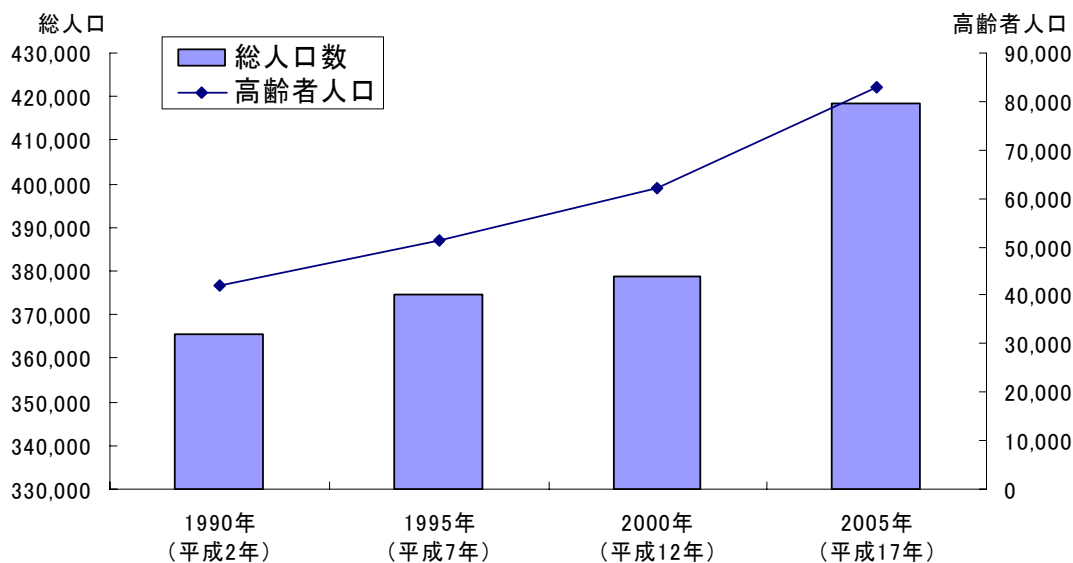


図-3 高齢者人口の推移

資料：総務省統計局(国勢調査)より

2. 介護保険の要支援・要介護の認定状況

福山市の2005年度(平成17年度)人口の約3.5%が介護保険の要支援・要介護の認定を受けており、居宅介護サービス及び施設介護サービスの対象となっている。

表-2 要介護認定者数(人)

		福山市	福山東部地区
要介護認定者数	要支援	4,360	463
	要介護1	4,808	546
	要介護2	2,203	258
	要介護3	1,845	219
	要介護4	1,717	207
	要介護5	2,004	269
	合計	16,937	1,962

資料：福山市高齢者保健福祉計画 2006より

3. 障害者人口

福山市の2005年度（平成17年度）人口の約5.4%が障害者手帳の交付を受けており、各種福祉サービスの対象となっている。

表-3 障害者手帳交付数

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語そしゃく障害	肢体不自由	内部障害	総数	精神障害
1級	502	173	5	1,629	2,502	4,811	269
2級	397	337	20	1,883	48	2,685	1,661
3級	127	254	91	2,094	911	3,477	286
4級	94	321	66	2,231	965	3,677	-
5級	166	8	-	1,529	-	1,703	-
6級	168	622	-	466	-	1,256	-
計	1,454	1,715	182	9,832	4,426	17,609	2,216

精神障害者 資料：保健予防課（2008年3月31日まで有効）
その他 資料：障害者福祉課（2007年3月31日現在）

表-4 療育手帳所持者数の推移

	最重度	重度	中度	軽度	総数
2003年 (平成15年)	251	860	797	384	2,292
2004年 (平成16年)	270	1,004	838	454	2,566
2005年 (平成17年)	304	1,110	919	515	2,848
2006年 (平成18年)	317	1,138	949	556	2,960

資料：障害福祉課より

2-3 公共交通機関の現況

1. 鉄道の状況

地区内には、JR大門駅があり、平日には108便が運行され、1日の平均利用者が5,473人となっている。利用者数は、特定旅客施設となる目安の1日平均利用者数5,000人以上を上回っている。

表-5 JR大門駅1日の利用状況

	1日平均利用者数（人）	運行便数（便）	
		平日	土曜・休日
JR大門駅	5,473	108	109

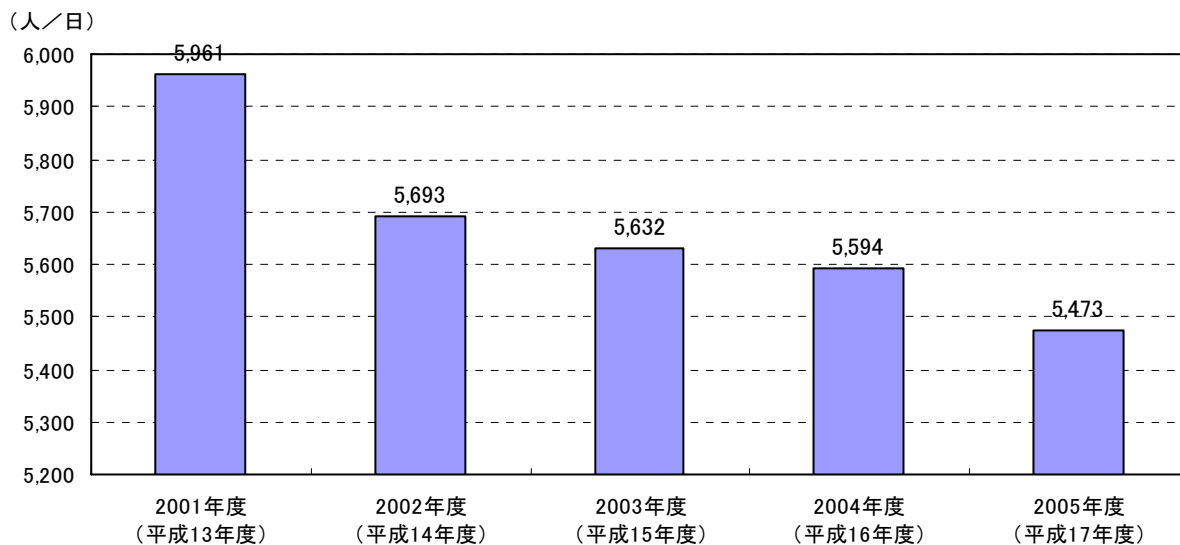


図-4 JR大門駅の1日平均乗降客数

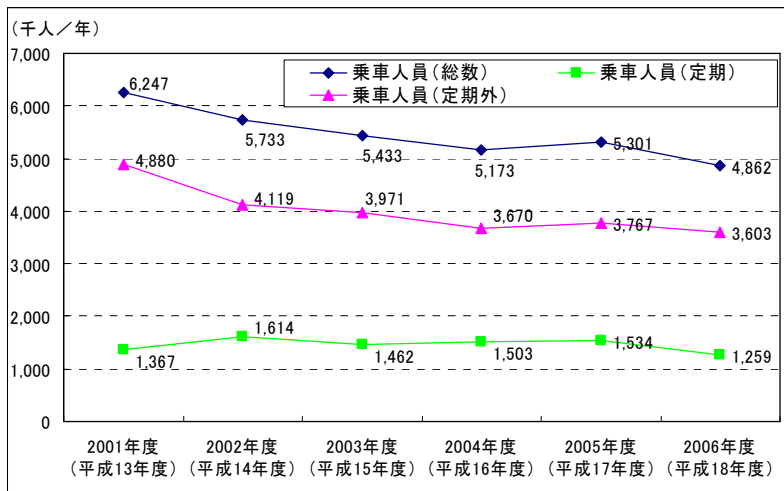
表-6にバリアフリー化の状況を示す。これを見ると、駅の構造は、ホームからホームへの移動手段は、階段となっている。

表-6 JR松永駅及びJR東福山駅のバリアフリー化の状況

駅名		JR大門駅		
駅の構造		平駅		
1日平均乗降客数(平成17年)		5,473人		
段差解消の状況	出入口～改札口(改札外)	○	階段(EV:無, ESC:無)	
	改札口～プラットホーム(改札内)	×	階段(EV:無, ESC:無)	
情報案内設備	誘導用・警告用ブロックの設置状況	○	出入口～券売機～改札口～プラットホームに連続して有り	
	ホーム上での運行情報設備	音声案内	○	有り
		文字情報	×	無し
	券売機に併設した点字料金表示	○	有り	
利便施設	トイレ	×	車いす対応型トイレ無し	
	休憩設備	○	ベンチ有り	
個別設備	プラットホーム	×	ホーム端の転落防止柵及びホーム上の警告用ブロックが共に有り	
	券売機	×	車いす対応(下部スペース)	
	改札口	○	幅広タイプ(80cm以上)	

2. 路線バスの状況

福山市内では、民間バス事業者3社（中国バス、鞆鉄道、井笠鉄道）が運行しているが、バス利用者数は、2006年（平成18年）時点で約486万人／年であり、年々減少傾向にあり、なかでも定期利用外が落ち込んでいる。



資料：統計ふくやま 2006年（平成18年）版より
資料：2006年度（平成18年度）の値は、バス事業者より

図一八 路線バスの利用状況

2-4 JR大門駅周辺地区の施設の立地状況

JR大門駅周辺には、商業施設、公益サービス施設、民間医療施設等が配置されている。また、地区周辺の道路状況としては、東西方向に国道2号、南方向に市道線等がある。JR大門駅周辺地区の施設の立地状況を図-9に示す。

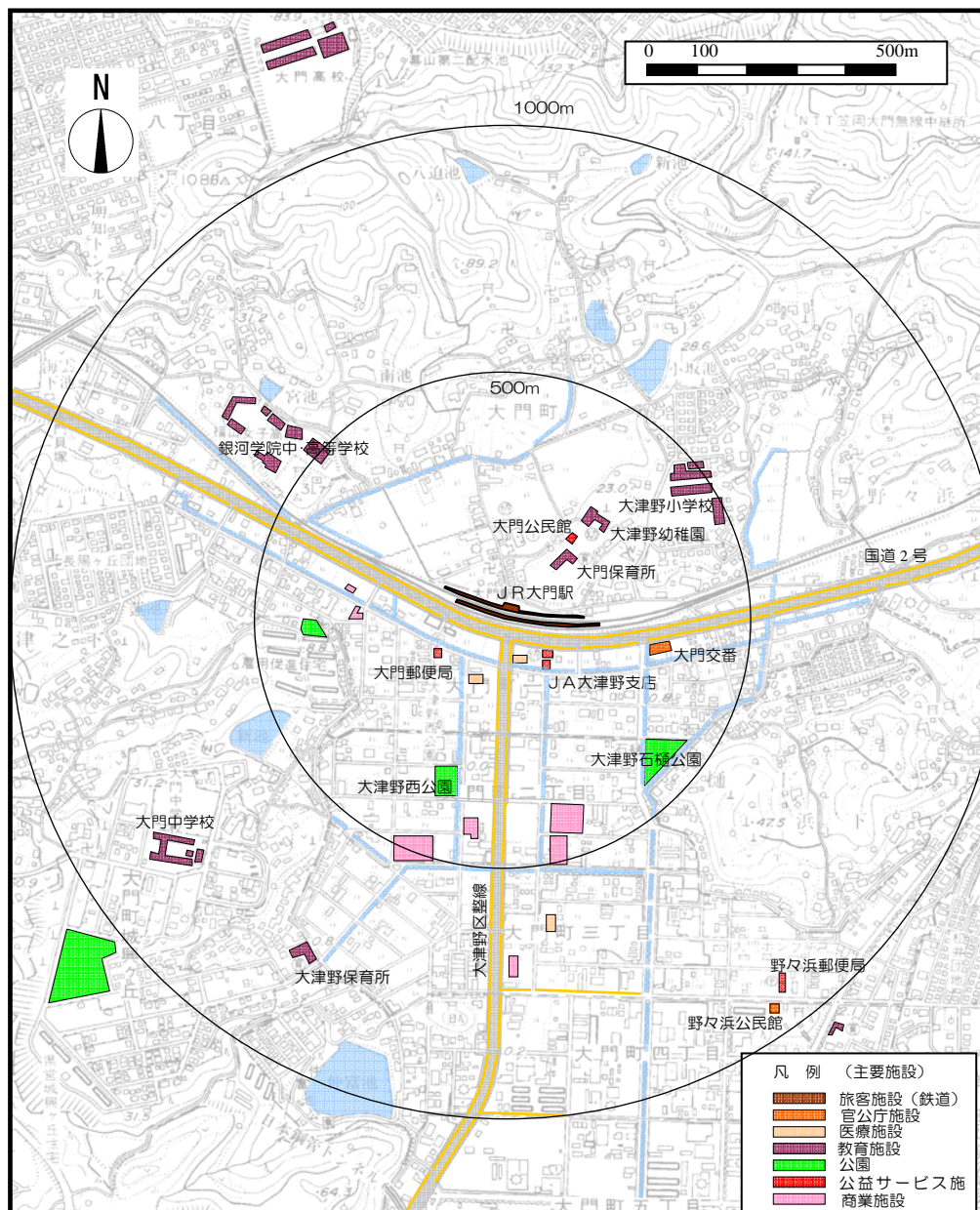


図-9 JR大門駅周辺地区の施設の立地状況

第3章 上位計画・関連計画におけるバリアフリーの方向性

3-1 上位計画・関連計画の整理

JR大門駅周辺地区の基本構想は、第四次福山市総合計画に掲げられている“ユニバーサルデザインの理念”として位置付けられるものであり、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した内容とすることが必要となる。

このことから、基本構想を作成するに当たり、福山市の上位計画や関連計画における各地域のまちづくりの方向性を踏まえたうえで、バリアフリーの方向性を整理することとする。

第四次福山市総合計画	
●まちづくりの基本理念	『人間環境都市』
●まちづくりの基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① だれもが安心して安全で快適に暮らせるまち（安心・安全・環境） ② 子どもが健やかに育ち、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち（保健・福祉・医療） ③ 多様に学び、文化をはぐくむまち（教育・文化） ④ 産業の力みなぎる活力とにぎわいのあるまち（活力・交流） ⑤ 市民とともにつくる自立したまち（協働・行革）
●将来のまちの構造	<ul style="list-style-type: none"> ① 福山市全体の均衡ある発展 ② 中国・四国地方の拠点都市としての拠点性と求心力の向上 ③ 安らぎと潤い空間の創出
JR大門駅周辺地区（東部地域）	
●まちづくりの基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 中央地域における中心市街地を補完する地域として成熟していくことをめざした地域核の整備 ② 地域の商業・業務・サービス施設などが充実した計画的な地域づくり
福山市都市マスタープラン	
●都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然環境と共生できる都市づくりの実現 ② 定住と交流の場を担う都市づくりの実現 ③ ノーマライゼーションを達成する都市づくりの実現 ④ 地域産業の器となる都市づくりの実現
●都市づくりの基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 誰もが安心して快適な生活を送れる生活空間の確立 ② 市民生活と産業を支える都市基盤の確立 ③ 水や緑など自然環境を活かした生活環境の確立 ④ 新たな土地需要に対応した市街地の整備、供給 ⑤ 中核都市機能の実現に向けた機能の再配置、土地利用の高度化 ⑥ 将来の都市活動に対応した道路網を中心とした都市構造の確立

<p>●福祉のまちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者に対応した居住環境整備 ② 高齢者・障害者にやさしいまちづくりの推進 ③ 医療、福祉、保健等の施設整備
JR大門駅周辺地区（東部地区）
<p>●施設整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅地にふさわしい快適で安全な道路環境の整備を推進 ② 路線バスの運行サービスの向上、走行円滑性の確保など、都心へのアクセス条件の改善
福山市高齢者保健福祉計画
<p>●基本理念</p> <p>高齢者の人権が尊重され、健やかで、自立し、安心して暮らせる共生のまち福山をめざして</p>
<p>●基本的な施策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一人ひとりが自立した社会の構築 ② 生涯にわたる健康づくり、介護予防の推進 ③ 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域支援体制の構築
<p>●基本方針</p> <p>高齢者にやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者にやさしいまちづくり ・ 交通安全対策の推進 ・ 高齢者が安心して暮らせるまちづくり
福山市障害者保健福祉総合計画
<p>●基本理念</p> <p>『障害のある人の人権が尊重され 互いに支え合い 生きる喜びがあふれる共生のまち 福山をめざして』</p>
<p>●基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域社会で自立して安心して生活するために ② いきいきと学び、健やかに過ごすために ③ ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために
<p>●基本施策</p> <p>生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暮らしやすいまちづくりの推進 ・ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進 ・ 防災、防犯対策の充実
その他の関連事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 福山都市圏交通円滑化総合計画 ● 第8次福山市交通安全計画 ● あんしん歩行エリア整備計画

第4章 バリアフリー化の整備構想

4-1 基本理念

安心，安全，快適な
住みよいまちの実現
～バリアフリーの視点から～

高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）等が生きがいを持ちつつ健康で暮らせるよう，生活環境面での安全性，快適性を確保することによって，全ての人が安全で快適な生活が送れる住みよいまちの実現を目指す。

4-2 基本的な方針

1. 全ての人を対象にした取り組み

高齢者や障害者だけでなく，全ての人を対象として安心，安全，快適に移動できる歩行空間の整備に努める。

2. 生活関連施設相互間を結ぶ経路の利便性向上への取り組み

公共交通機関を含む生活関連施設相互間の移動等がスムーズに行えるよう，駅やバス停などの交通結接点及び道路や信号機などの交通環境のバリアフリー化に努める。

3. 効果的な事業実施への取り組み

短期間ですべてのバリアフリー化を実現することは困難であり，優先的に行う事業を明確にし，重点的かつ一体的に整備を行う。また，改善が可能なものについては，既存施設の有効な活用に努める。

4. 心のバリアフリー化への取り組み

バリアフリー化を図るためには，市民一人ひとりの理解と協力が必要である。物理的なバリアだけでなく，精神的なバリアも取り除き，高齢者や障害者等に対する理解を深め，認め合い，困った時には互いに助け合い，思いやる心を育てる活動の充実，推進に努める。

第5章 重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路

5-1 重点整備地区の設定

重点整備地区は、「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み、かつ、これらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」とバリアフリー新法に規定されており、生活関連施設に該当する施設は、施設の利用の状況や地域の実情により設定する。

5-2 JR大門駅周辺地区

1. 生活関連施設の抽出・選定

JR大門駅周辺の徒歩圏に立地し、多くの高齢者や障害者等が、徒歩で利用すると考えられる施設を抽出した。

表-9 JR大門駅周辺地区の生活関連施設

生活関連施設		摘要
特定旅客施設	JR大門駅	・1日の平均利用者数が5,000人以上である旅客施設
医療・福祉施設	民間医療施設	・市民にとって特に重要な施設 ・高齢者や障害者等が多く利用する施設
商業施設	民間商業施設	

2. 生活関連経路の抽出・選定

JR大門駅周辺地区の生活関連経路は、表-9で示した生活関連施設相互間を結ぶ重要な経路について、特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととし、生活関連経路として次のように設定した。

表-10 JR大門駅周辺地区の生活関連経路

生活関連経路Ⅰ	区 間：駅南から民間医療施設経由、民間商業施設まで 該当する路線：市道大津野区整線
---------	--

3. 重点整備地区の範囲の選定

バリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくべき重点整備地区は、JR大門駅から徒歩圏域の範囲内で、かつ、表-9で示した生活関連施設を包括する範囲を重点整備地区とした。具体的な区域については、道路及び河川によって明確に境界を定めた。

図-13にJR大門駅周辺地区における重点整備地区の範囲、生活関連施設及び生活関連経路を示す。

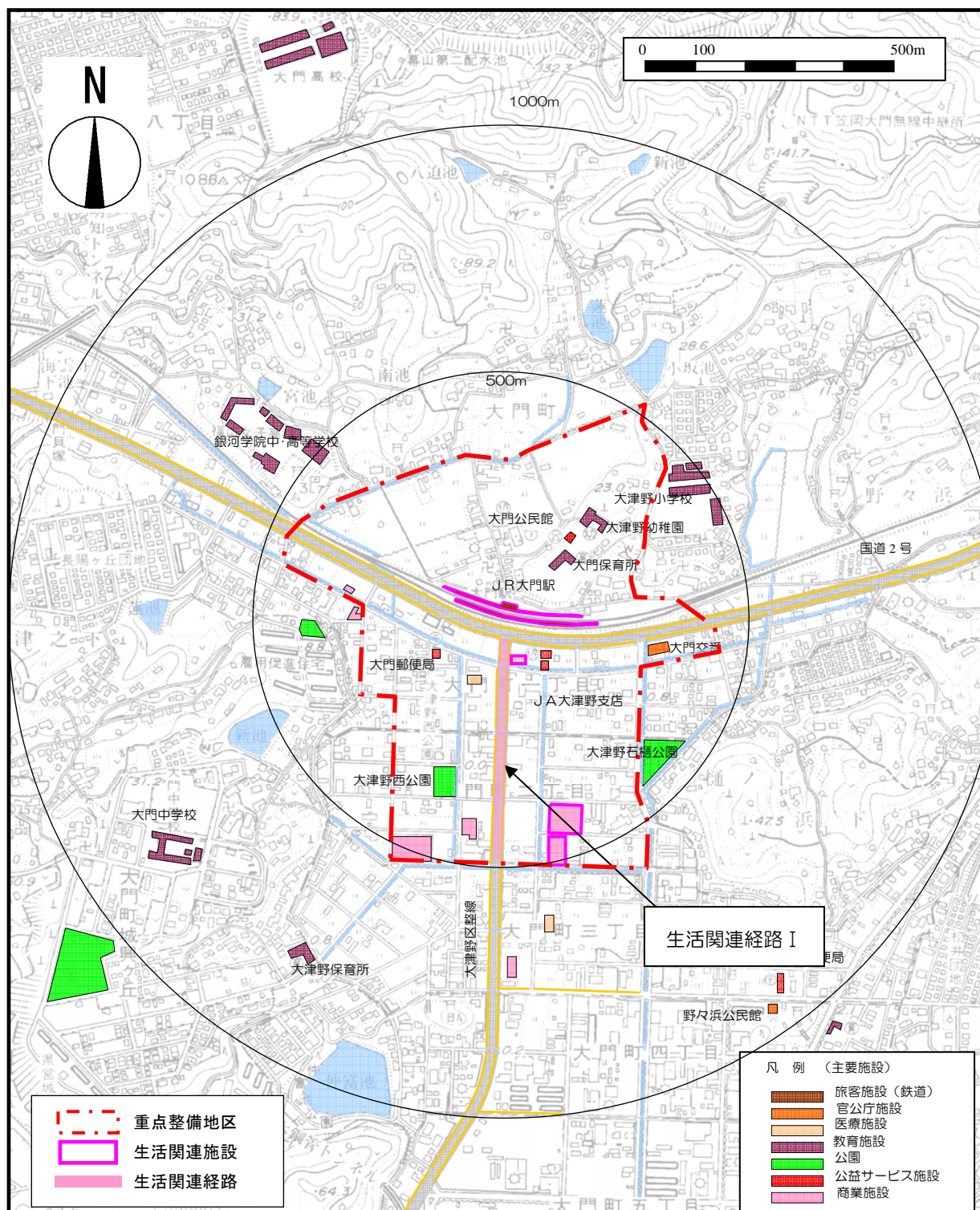


図-13 JR大門駅周辺地区 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路

第6章 重点整備地区内の課題・問題点

6-1 高齢者・障害者等のバリアフリーに対するヒアリング調査

1. ヒアリング調査

JR大門駅を利用している高齢者や障害者等を対象に、主な目的地までの経路に対する課題・問題点をヒアリング調査により聞き取りを行った。

(1)各団体のヒアリング調査

各団体への調査方法は、各団体を訪問して、バリアフリー新法の趣旨説明を行った後に、現況の課題等を聴取した。

表-13 各団体のヒアリング調査

団体	実施日
知的障害者団体	2008年(平成20年)1月31日
身体障害者団体連合会	2008年(平成20年)1月31日
老人クラブ連合会 (東部ブロック)	2008年(平成20年)2月8日

6-2 JR大門駅周辺地区の課題・問題点

ヒアリング調査結果を基にJR大門駅周辺地区の課題・問題点及び改善要望などの概要を示す。

1. 特定旅客施設の課題・問題点

(1)利用動線

- a) 下りホームへ移動するエレベーターが設置されていない。
- b) 上りホームと車両の段差が大きい。

(2)情報案内設備

- a) 音声案内がされていない。
- b) 列車の発着、遅延情報が文字情報で提供されていない。

(3)利便設備

- a) 駅舎に多目的トイレがない。
- b) 券売機が使いにくい。

(4)その他

- a) ホームに転落防止柵がない。
- b) ホームにベンチが少ない。

2. 車両の課題・問題点

(1) 鉄道事業者

- a) 到着駅などの車内放送が確実に行われていない。

3. 生活関連経路等の課題・問題点

- a) 側溝に、グレーチング蓋もしくはガードレールが設置されていないところが多い。
- b) グレーチングの網目が大きい。
- c) 歩道に段差があり歩きにくい。
- d) 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- e) 縦断勾配，横断勾配が急な所がある。
- f) 歩道幅員が狭い。

(1) 歩道のない道路

- a) 側溝に、グレーチング蓋もしくはガードレールが設置されていないところが多い。
- b) グレーチングの網目が大きい。
- c) 歩道が整備されていない。視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。

(2) 交差点

- a) 歩車道境界部の段差が大きい。また、勾配が急である。

(3) 信号及び交通規制

- a) 音響信号が設置されていない。

4. その他の課題・問題点

- a) バリアフリーに対する啓発活動を行って欲しい。

第7章 重点整備地区における事業内容

7-1 公共交通特定事業

(1) JR大門駅のバリアフリー化事業の概要

以下の事業を公共交通特定事業（事業者：西日本旅客鉄道）に位置付けて事業実施を図ります。

- (ア) 下りホームへ移動するためのエレベーターの設置
- (イ) 視覚障害者誘導用ブロックの一部改善
- (ウ) ホーム、改札口、トイレにおける音声案内の整備
- (エ) 職員のバリアフリーに対する教育訓練

表-14 JR大門駅のバリアフリー化事業計画

駅名	事業内容	事業主体	目標年次			
			H20	21	22	23~
大門駅	ホームへ移動するためのエレベーターの設置	西日本旅客鉄道				
	視覚障害者誘導用ブロックの一部改善					
	ホーム、改札口、トイレにおける音声案内の整備					

7-2 道路特定事業

以下の事業を道路特定事業（事業者：福山市）に位置付けて事業実施を図ります。

(1) 市道（事業者：福山市）

- (ア) 歩道の勾配・段差の改善
- (イ) 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- (ウ) 排水溝蓋の改善
- (エ) 迷惑駐輪，路上看板等防止に関する指導，啓発活動

7-3 交通安全特定事業

以下の事業を交通安全特定事業（事業者：公安委員会）に位置付けて事業実施を図ります。

- (ア) 迷惑駐輪，路上看板等防止に関する指導・啓発活動